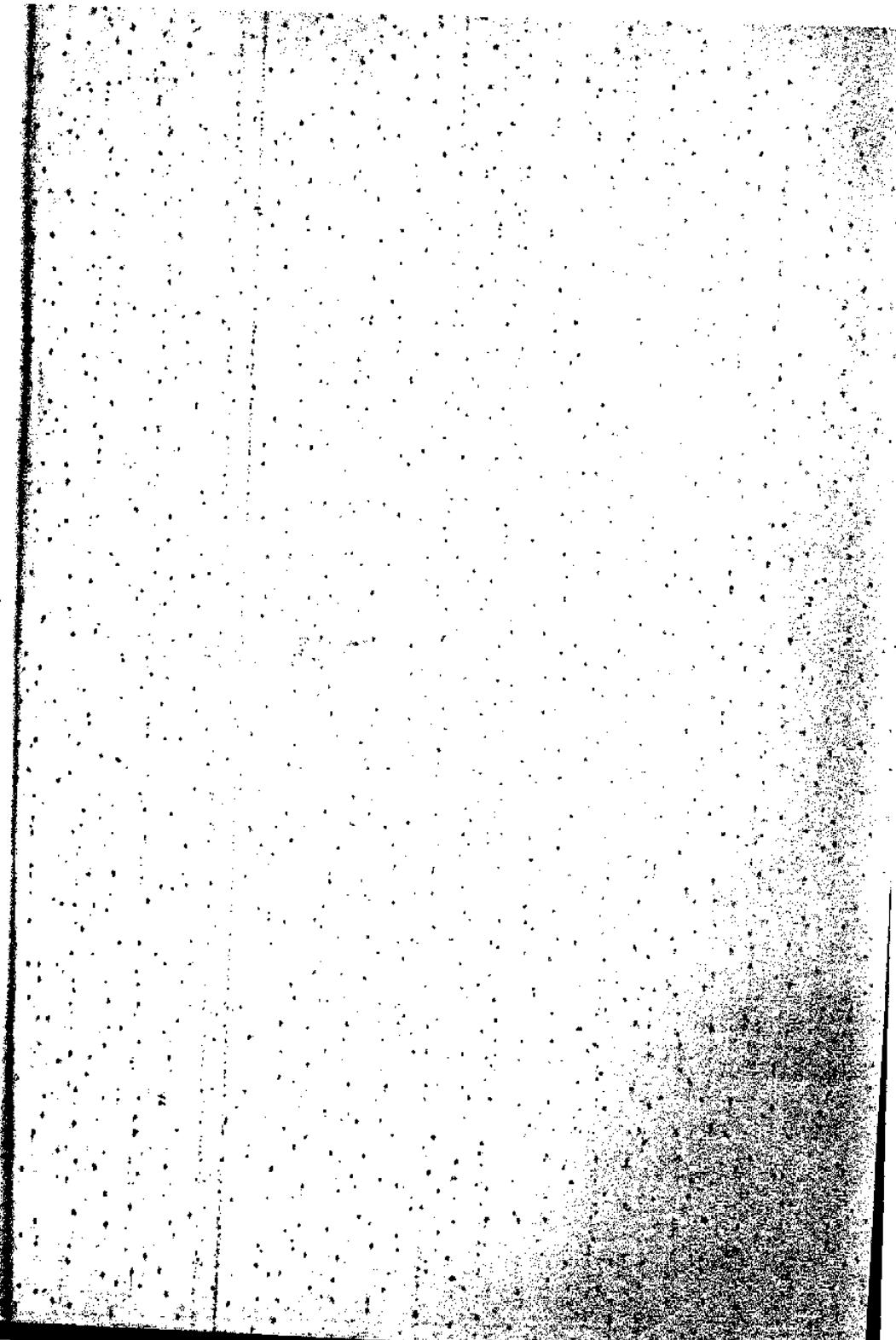


昭和三年十一月

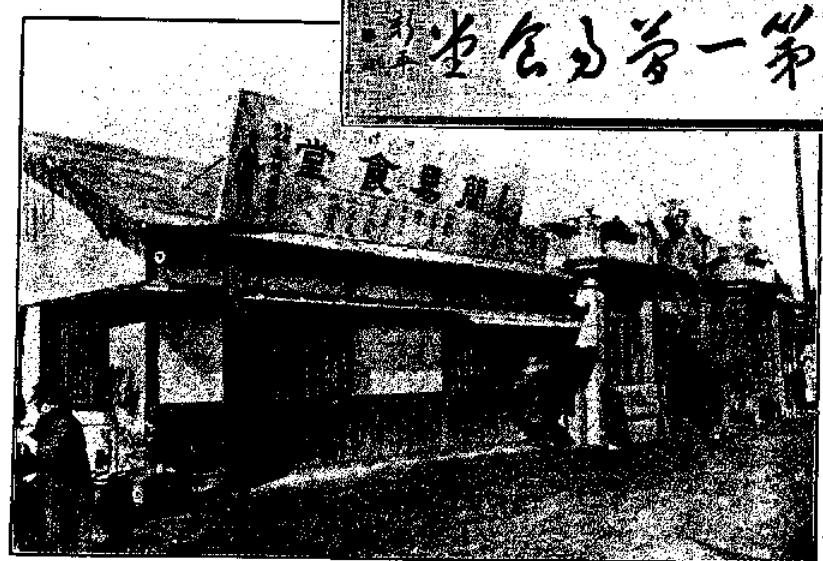
大阪自彊館の十七年



(館本) 館 疊 自 版 大 人法圓財



第一空手道館



本日初めて造つた簡単食堂

共、同、宿、泊、

簡、易、貸、間、

職業紹介及授産、

人、事、相、談、

成、人、教、育、

兒、童、保、育、

日、用、品、廉、賣、

賭、金、獎、勵、

設、備、

所在地 大阪市西成区西今船町

敷 地 九百四十六坪

建 物 七百五十二坪

共同宿舎三棟、向上館賃間二棟

講堂、障保館、事務所、炊事場、

館員住宅等十二棟

事業

共同宿泊 簡易貸間

職業紹介及授産

人事相談

成人教育

兒童保育

日用品廉賣 賒金獎勵

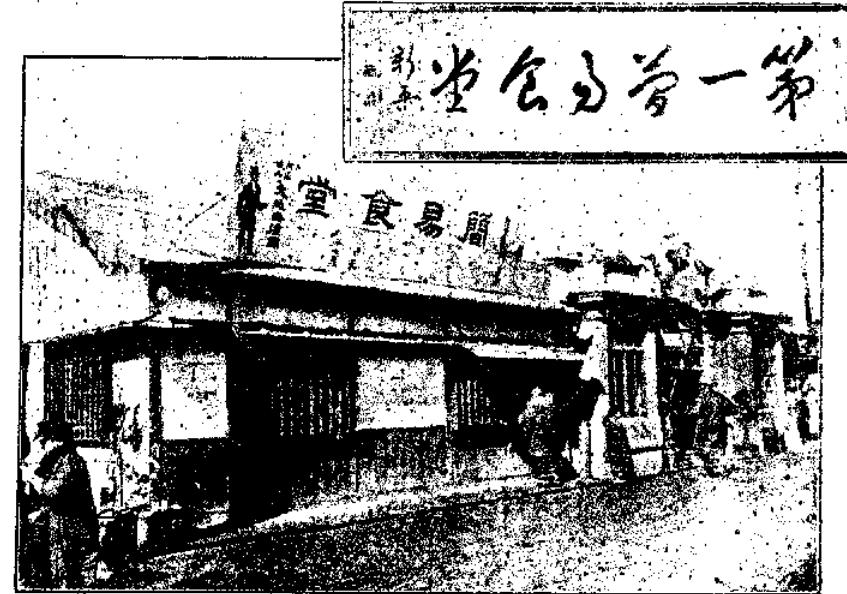
設備

所在地 大阪市西成區西今船町

敷地 九百四十六坪

建物 七百五十二坪

共同宿舍二棟、向右第一棟三間二棟
講堂、隣保館、事務所、炊事場
康復場、浴場、倉庫、洗濯場、
館員住宅等十二棟



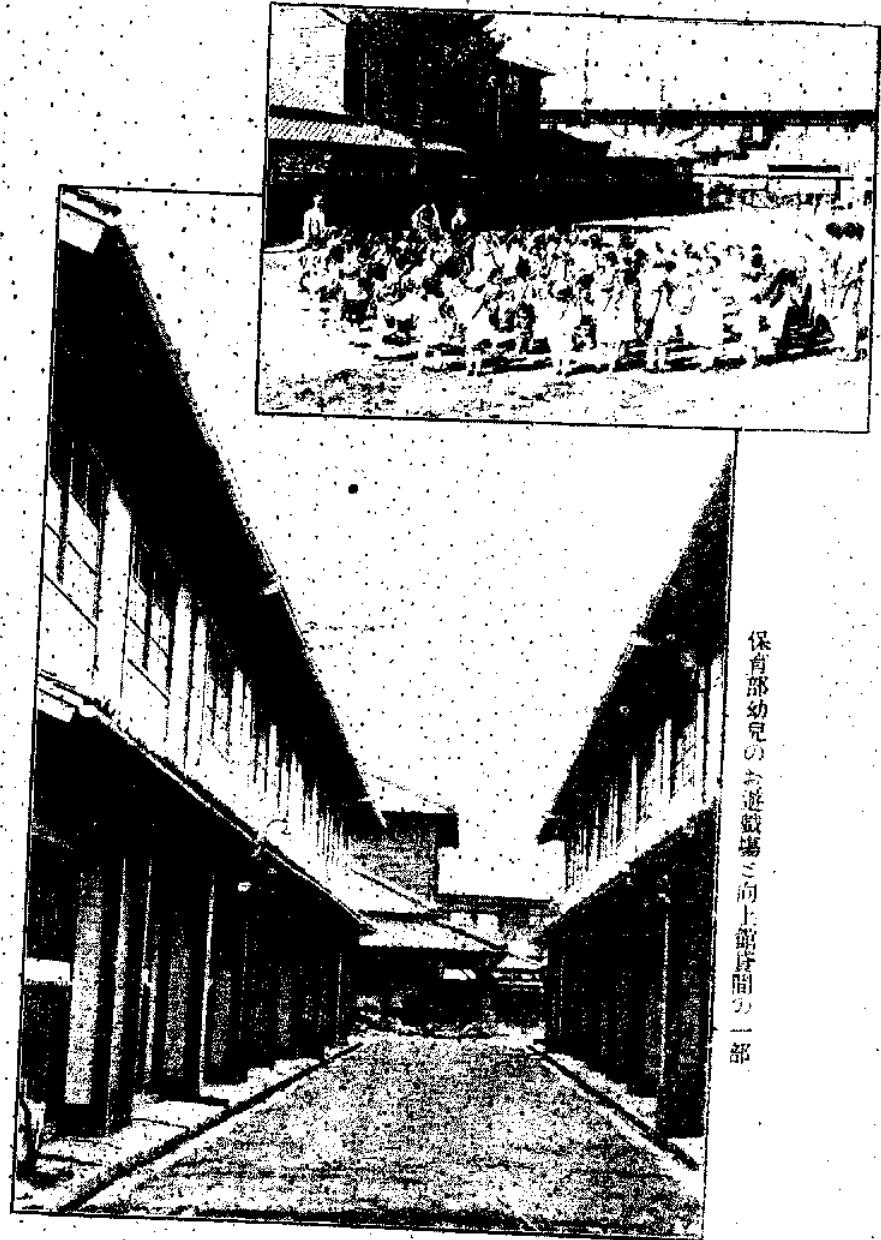
本日で初めてたつた易食堂が造られた

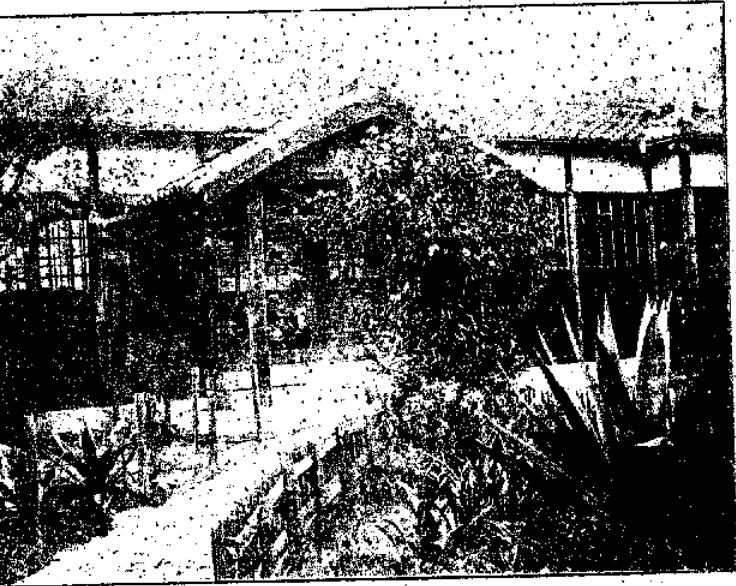
築港一分館



築港分館宿泊舎の一部

保育部幼兒のお遊戯場三層上階裏面の一部

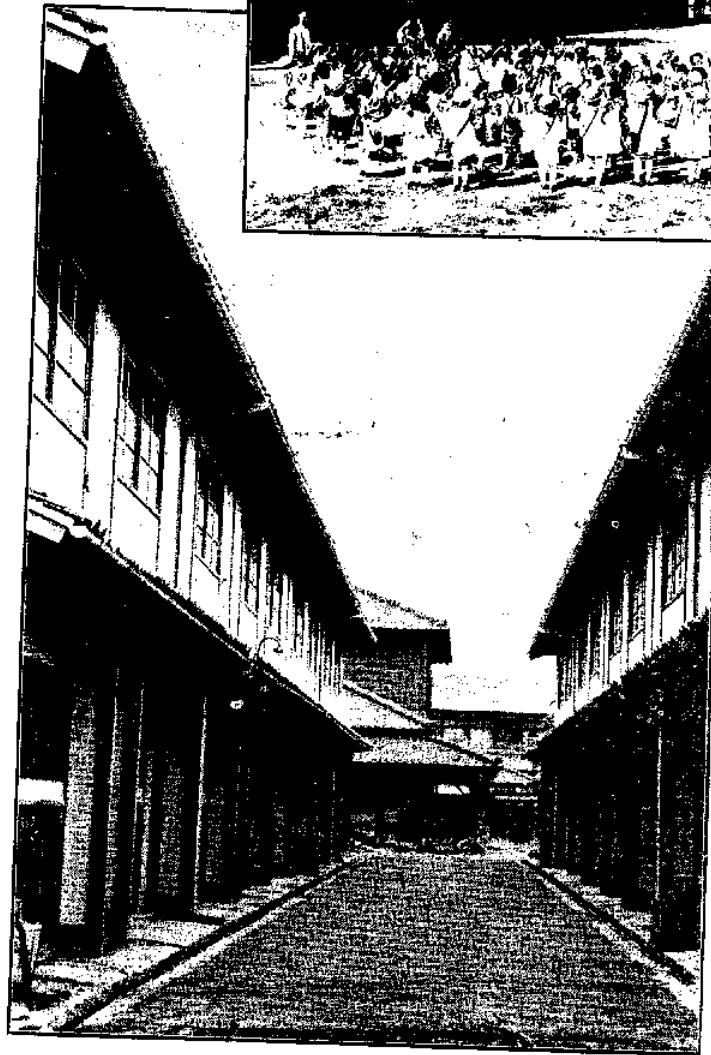




東港分館室内の一部



東港分館



保育部幼兒のお遊戯場と向上館背面の一部



現在の事業

思ひ出 中村三徳 二三

沿革 同 三四

寄附行為 六八

事業 六

利用人員表 同〇

共同宿泊 吉村敏男 一六

宿泊者の規約 同六

在館者の過程 新田 實 二〇

簡易貸間 吉村敏男 二五

向上館使用規程 同二九

築港分館 潤成太郎 二九

職業紹介及授産 吉村敏男 〇〇

人事相談 同 三三

貯金 同 三四

簡易食堂 同 三七

廉賣部 潤成太郎 四〇

教育的施設に就て 新田 實 一二

児童保育 吉村敏男 四五

成人講座 同 四七

雑誌自彌 同 四九

活動寫眞班 同 五〇

保健衛生 中村三徳 五一

會計 同 五五

開館以來の歳入出決算 五七

(2)

思ひ出

中村三徳

忘れもせぬ。

明治四十四年の春のことである、時の大阪府知事は大塚勝太郎氏、警察部長は池上四郎氏であった。或る日に内務省その他から社會事業關係の一行（故小河滋次郎博士も居られた）が視察に來られて池上警察部長も同行せられた、私はその案内役を仰せ付かつて今の西成區今宮、釜ヶ崎方面を戸別に訪問したのであるが折あしく雨降りで、可なり大きい家には七八十人も百人以上も宿泊してゐた、その木賃宿を七八十軒も一軒々々に出たり這入りたりしたが、中には暗室のやうに暗くつて畫でも人の居るか居ないか分らぬやうな部屋もあつた、便所が一ヶ所で屎尿が流れ出てゐる、通路は田のやうに泥濘である、一行は顔をしかめながら「兎てもヒドイ、何とか出来ぬものか」といふ語が何處からか出た、この何んとか出来ぬものかといふ一語が財團法人大阪自彌館の生れる動機となつた。

そうして其の實行係は私に白羽の矢が立つた、處が府會に經費を求めて堂々豫算を設けて設立するのではない、同志の人を説いて結局寄附に依つて夫れを實現させることになつた、そこで思はぬ處から寄附の申出があればそれを寄附して貰へんかと頼む、又慈善興行を行つて金を集めなどして漸く數千圓

(3)

を得た、そこで明治四十四年度で賣却になる曾根崎警察署と難波警察署の両古建物を拂下げを受けた人から、僅かな手數で譲り受けて、鴻池組の鴻池忠次郎氏の義侠に訴へて改造して貰つたのが今の自彌館の向上館を除く爾餘の建物である、土地は先代の木村權右衛門氏に頼んで約壹千坪貸して貰つた、借地料は坪三錢で其の當時でも特別安かつた、今倍額の六錢であるが夫れでも時價に比して約五分の一一位であらう、之は大に木村家に感謝しなければならぬ。

鴻池組の普請代はやつと拾年かゝつて支拂つたが利息も取られず、まだ値引までして下さつて奇麗に解決出来たことは之れ亦鴻池忠次郎に深く感謝せなければならぬ。

事業經營資金として武德會から金七千圓を借りた、貸しより一でもよいとの最初は話しが無いでもなかつたが、之も遂に年々七朱の利子を拂ふて是亦十五年目の大正十五年度に元利共償却して終つたので、眞にヤレ〜と思つた。

財團法人になつてから中村襄氏、宇田徳正氏が館長で居られたが、今こそ町の中であるがその當時は烟の中の一軒家であつた爲め人足が遠く、利用者が少くて收支償はない、年々經常費の不足額を色々にして補足して行つた。最初取上げた産婆役は嫁入りをして矢張り心配が逃がれなかつた。

宇田館長が任期満了で老駄ではあり退任せられたので私が出れば俸給も無くて済むので遂に引受けて

當任理事の職に就くこととなつた、時としては社會事業でも從事者が眞面目な人ばかりでは無い、不法

行為をした人が無いではなかつた、しかし幸に現在の職員諸氏は其の點は充分信頼することが出来て、斯業の爲めにも喜ばしいことである。

先年政府の低利資金を借りて向上館二棟を建てた、之でどうやら館の維持が出来ることになつた、而し政府へ損失をかけぬやうと念じてゐるが之も殆んど四分近く済んだ、あとも先づ大丈夫義務を果すこと出来ると言つてゐる。

何分にも繁忙な身體で當館の理事を持つてゐることは館の爲めにも取らざる所であると思ふたことも度々であるが、經濟が不如意であること、無報酬で働いて貰ふ人を見付けにくいことを私が止めれば役員の諸氏が止める、君が止めるといふことは無いといはれたので、不行届と知りながら常務理事を汚して居る次第である。

事業のことは次に詳述してあるから觸れないことにして、只私の衷心愉快に思つた一事は彼の米騒動焼き打ちの起つた時、釜ヶ崎方面から數珠繋ぎのやうに引張られたが、自彌館内からは一名も違反者が不出無かつたこと、簡易食堂を近所から避難所のやうにして貴重なもの投げ込みに來られたことは忘れるごとの出來の深い印象であつた。

尙前理事の小林林之助氏は多額の金を寄附して下さつたし、又酒井現理事長は館の爲めに少なからずお世話を下さり又経費をも負擔して下さつたことを深く感謝する次第である。

沿革

所在地 大阪市西成區西今船町五、六番地

一、明治四十四年早春 中村三徳、藤本友信の両氏發起創立。明治四十五年二月宿舎その他の建築に着手、私立大阪自彊館と稱し同年六月二十五日宿泊救護及授産事業開始。

一、大正二年二月一日 財團法人設立申請同年六月九日許可。寄附行為に基き理事三人を選定し中村裏氏、酒井猪太郎氏、小林林之助氏就任、互選により中村裏氏館長となる。

一、大正二年七月 西區天保町に築港分館設立、宿泊救護事業を開始。大正八年十一月閉鎖。

一、大正三年一月 中村裏氏辭任、同年三月十五日宇田徳正氏館長就任。

一、大正三年七月二十八日 荷車賃貸の授産事業開始。

一、大正五年八月 市の内外に虎疫發生につき防疫事務應援。同年八月及十月に今宮本館並築港分館建物の一部を虎疫豫防のため隔離所として今宮町及大阪府に無償提供。

一、大正六年十二月 市内十ヶ所に於て白米その他の實費販賣を行ひ公設市場の濫觴となす。

一、大正七年五月 南區日本橋筋東一丁目に我國最初の簡易食堂を創設し大正十年十二月迄經營。

一、大正八年七月 宇田徳正氏辭任、理事任期満了につき改選の結果館長に酒井猪太郎氏、常務理事

中村三徳氏、理事小林林之助氏當選就任。

一、大正八年七月十二日 評議員會の決議を経て寄附行為第八條理事三名を四名に變更の件申請、同年八月二十五日認可。

一、大正八年十一月 今宮本館乙館の一部を以て家族室とし間貸部開始。

一、大正十年七月 社會教化の活動寫真講演班を組織。

一、大正十一年六月 理事任期満了につき改選の結果館長に酒井猪太郎氏、常務理事中村三徳氏、理事小林林之助氏、漆島佐吉氏當選就任。

一、大正十二年一月 月刊機關雑誌「自彊」(菊倍八頁)刊行。

一、大正十三年二月 低利資金の貸下を受け向上館貸間を増築、同年六月一日開館。

一、大正十三年十一月 評議員會の決議を経て寄附行為一部變更の件申請同十四年三月五日認可。

一、大正十四年六月 理事任期満了につき改選の結果館長に酒井猪太郎氏、常務理事中村三徳氏、理事

事野々田爲吉氏、山下文助氏當選就任。

一、大正十五年六月一日 館内に保育部を併置し幼兒畫間保育事業開始。

一、昭和二年一月 隣接館の竣工を期し第一回成人講座開設。

財團法人大阪自彊館寄附行爲

第一章 目的及方法

第一條 本館ハ勞働者救濟ノ目的ヲ以テ宿泊所ヲ設ケ低廉ナル料金ヲ以テ勞働者ヲ宿泊セシメ宿泊者ニ對シテ左ノ事項ヲ遂行スルモノトス。

一、實費ヲ以テ食事ヲ供給スル事

二、賣店ヲ設ケ廉價ヲ以テ日用品ヲ販賣スル事

三、罹病者ニハ半額若クハ無料ニテ治療スル事

四、求職者ニ助力ヲ與フル事

五、貯金ヲ獎勵スル事

六、講話會其他ノ方法ヲ以テ精神ノ修養ヲ圖ル事

七、各種ノ方法ヲ以テ娛樂ヲ與フル事

前項ノ外隣保事業ヲ附設シ防貧又ハ救貧上必要ナル施設并ニ方法ヲ施行スル事

第二章 名稱

第二條 本法人ハ大阪自彊館ト稱ス

第三章 事務所

第四章 資產及ビ經費

第三條 本館事務所ハ大阪市西成區西今船町五、六番地ニ置ク

第四章 資產及ビ經費

第四條 本館ノ基本財產ハ設立者ニ於テ現ニ所有スル左ノ財產ヲ法人ニ寄附ス

一、金參萬貳千貳百五拾八圓也

金貳千貳百五拾八圓也 現 金

内 謂

金 參 萬 圓 也 建物見積額

(大正元年十二月三十日現在預金)

第五條 本館ノ基本財產ハ評議員會ノ決議シタル

管理方法ニ據リ理事長之レヲ管理ス

第六條 本館ノ經費ハ左ノ收入金ヲ以テ之ニ充ツ

一、官公署下附ノ補助金

二、特志者ノ寄附金及物品

三、預金利子

四、宿泊料及販賣品ヨリ生ズル利益

五、肥料及其他不用品賣却代

六、前各項ノ外法令ニ基キ本法人ニ於テ施行シ得ベキ収益

方法ヲ行フ事

第七條 本館ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終了ス

第五章 役員

第八條 本館ニ左ノ役員ヲ置ク

一、館長 壱名 但理事長ヲ以テ之ニ充ツ

一、理事 四名 但内一員ヲ理事長トス

一、評議員 五十名以内

一、幹事 若干 一、書記 若干

第八條ノ二 本館ニ功勞アル人又ハ學識經驗アル人其他本館ノ事業ヲ翼賛シタル人ヲ名譽贊助

員又ハ贊助員ニ推薦スル事アルベシ

第九條 理事ハ評議員會ニ於テ之レヲ選舉シ理事長ハ理事ノ互選ヲ以テ之レヲ定ム、評議員ハ

理事會ノ際ニ於ケル理事及評議員ハ設立者

法人設立ノ際ニ於ケル理事長之レヲ推薦ス、本

理事會ノ決議ヲ經テ理事長之レヲ推薦ス、本

法人設立ノ際ニ於ケル理事及評議員ハ設立者

ニ於テ之ヲ推選ス、理事ノ選任ヲ見ル迄ノ職務ハ設立者之ヲ行フ

第十六條 左ノ事項ヲ議決スル爲メ評議員會ヲ設ク

一、財產ノ管理並ニ歳分方法

一、歲入出豫算及決算報告ノ認定

一、其他館長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十七條 評議員會ハ毎年一回館長之レヲ招集ス

但シ必要ニ應ジ之レヲ招集スル事アルベシ

第十八條 本寄附行爲ハ評議員會ノ決議ニ依リ主務官廳ノ許可ヲ得テ變更スル事ヲ得。

事業利用人表

年 分	種別	宿		泊		間		賃人賃		貸人賃		職業等介		幼兒園間保育		實人員		
		實人員	延人賃	泊	間	賃人賃	延人賃	貸人賃	職業等介	幼兒園間保育	實人員	延人賃	貸人賃	職業等介	幼兒園間保育	實人員	延人賃	貸人賃
明治四十五年	七五三																	
大正元年																		
大正二年	一〇八六	二九、三二一	一三、七七一															
大正三年	五〇四	三〇、八四一																
大正四年	二七五	二五、七〇七																
大正五年	一九一	二六、〇九四																
大正六年	三一〇	二九、四九七																
大正七年	三三七	三四、五六一																
大正八年	二九六	二九、九四〇																
大正九年	二二四	二五、一五八																
大正十年	一七七	二六、一七七	九	一七、六二八														
大正十一年	一六三	二四、四六一	五	一二、七七五	五〇四													
大正十二年	二七一	三二、〇三三	二二	一一、九三四	二六八													
大正十三年	二五三	二二、八〇三	二九八	三六、六三八	三一六													
大正十四年	三〇四	二三、二六七	四八	六〇、三五〇	二八五													
大正十五年	二九四	二七、〇四二	五一	五六、一六六	三九〇													
昭和二年	一八一	二四、二三九	四七	五八、一六二	四二八													
合計	五、六一八	四一四、八一六	四四八	二六三、六四八	九、三一二	三二三	一四四	一八、三三三	一七二、八四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
					二一五	三七	三三	五、七五二	二七〇、七二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
					七〇三	六三	一七	一七	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一

共同宿泊

吉村敏男

(1) はしがき

本館事業の創始と共に幾多の防貧救貧事業その他保護救濟の隣保的施設を計畫した中に、先づドン底生活向上、福祉増進の大方針として、衛生、能率、教化の三大要綱を掲げて事業の根幹としたのが本館共同宿泊所の施設であつた。

顧みると、今から十七年の昔、本館設立の丁度當時から、世上漸く資本主義經濟組織の缺陷を攻撃して分配の公平を叫ぶの聲が漸く高まるに至つた、そうして其の日の糧に事を欠き、稼がんにも職の無いといふ窮迫の徒が、益々多さを加へんとする傾きが濃厚となり、心あるものをして袖手傍観することの出来ない感を抱かしめるに至つた。

そうして大阪市に於て當時最もドン底生活者の集落ともいはれる、釜ヶ崎附近はこれ等落伍者の聚落地であり、その日常生活は全然不規律無節制で、取分け是等の人達が起臥する多數の木質宿の光景は、眞に汚穢そのものゝやうな状態であつて、兎ても人間の這入るやうな所ではなかつたのであつた。斯うしたやうな暗黒街の真ん中に本館は出來た、いふまでもなく、人生に希望を抛棄した人々、若くは

頭を擡げんとしても、金槌の川流れのやうに浮む瀬のない人々のために、甦生の大精神を鼓吹し、亂へた者には糧を與へ、徒食の者には職を授け、或は疾病を治癒して、活社會に送り出し、更に進んでは環境淨化の大施をかざして、こうした方面の改善を企劃したことは、確かに世人から驚きの眼を以て見られたのであつた。況してや當時未だ社會連帶觀念の理解に乏しく、本館の出現によつて、直接間接の脅威を受けると誤信した、木賃宿の經營主や、或種の慣習的餘徳を享受する横暴無賴の徒は、不法に本館事業の妨害を企つる虞なしとせないので、一方ならずその豫防警戒に努めたのであつた、それらの必要から本館敷地の西南隅に巡查駐在所を設けて、警察官に駐在して貰つた、しかし本館が出來上つて、事業の精神も段々了解されることとなつて、附近の木賃宿も之に倣つて追々其の設備を改造して、勿論社會事業と營利事業とは、内容は異なるが、少くとも外觀上は、年と共に面目を一新するに至つたことは、單に是丈でも地方改良のため貢獻し得たといふことが出来ると信するのである。

幸にしてこうした苦心經營を一般世人に認められ、篤志家の共鳴援護を得て聊か使命の一端を果すことが出来た、星霜已に十有七年、利用實人員二萬五千餘人此の延人員百餘萬人を超へ更らに兼設の簡易食堂利用人員七十萬四千人を加へて百七十餘萬人の利用に供した譯である。その間に於ける世態の激變と、本館事業の推移などを考へ合はした時に坐ろに感慨の深いものがあるが、而も方今の世相を瞥見して將來一層その責務の重且大なるものあるを感じずにはゐられない、本どうの仕事はこれからである。

(2) 設備と處遇

開館當時の設備としては二階建宿舍二棟、附屬建物に炊事場、手藝室、納家、事務室、販賣店、舍宅便所等九棟合計十一棟の建坪三百四十餘坪で定員限度百五十人の收容能力をもつてゐた、宿泊料は一泊布團と入浴付の金五錢、附設食堂は飯一盛金三錢五厘、副食物一皿が魚肉野菜類で金二錢、味噌汁一椀金一錢、漬物一皿金五厘で一食分六、七錢で一日の食費二十錢、本館に宿泊する人は月額七圓五十錢で立派に生活してゆける勘定であつた。當時如何に不景氣勝て勞働者の賃銀が低廉であつたとはいへ僅か八圓足らずの少額で、奇麗な浴槽で汗を流して食堂の美食に腹鼓を打ち衛生的な青疊の居間で柔かい布團の上に圓らかな夢を結んで明日のはたらきに届托がなく或時は講話の集ひに精神の糧を與へられ或夜は慰安娛樂の催しに享樂と教化とを得ることが出来、若し病めるときは囁託醫によつて手厚き救療に浴しつつ近き日の獨立生活を營むの準備の爲めに日々の所得の幾割を蓄積してその生長を樂みながら悠々街頭に苦役の汗を流す勞働者は如何にその幸福安穩を感謝したことであらう。

過去十六年間に本館宿泊部を利用したものの中獨男子五千六百十八人延人員四十一萬四千八百十一人の人達の中で、健氣にも「下層勞働者」の足を洗つて義務づけられた賃金を資本に今は立派な商人として大阪に雄飛し或は郷里に歸つて父祖の稼業を繼ぎ、或は没落の家運を挽回して獨立自營の生計を建て或は又刑餘の人改過遷善、良民となつて我れ等の期待に報ひられた「自強同人」の數千人が全國に散

布して畏き 聖訓自強の實行、敷衍に努める人のあることを思ふと洵に力強い愉悦を感じるが又一面どうしても事業の趣旨が徹底しないで吾人の奉仕と共に鳴してくれない頑迷者も相當に多いことは否めない事實で、常に自ら顧みて努力の不足を嘆ずる次第であるが而し斯うした連中に對して一層徹底した方途を講ずることこそ我れ等が負ふ所の使命であらねばならぬと自責の念に逐はれてゐる。

宿料は最初一泊五錢であつたのを大正四年三月十六日から一部を六錢に、大正七年四月一日全部六錢均一、大正八年八月二十一日八錢均一、大正九年四月十日十錢均一、大正十一年六月一日十三錢と十四錢、大正十五年一月一日十五錢均一に改定して現在に及んでゐる。宿泊料の改定は物價の激騰に隨伴して自然労働者の收入増加を來だし、一面市營その他宿泊所の料金を參照した結果で値上に従ひ常にその處遇の上に細心の注意を拂つて居室の清掃や整頓、布臈の新調洗濯など能ふ限りの資を投じ特に大正十三年には工費三千餘圓を以て浴場の改築を行ふなど總てに於て創業當時とその面目を一新した。

現在宿泊所に充當してゐる設備は甲館乙館の二棟二百九十九坪三合九で疊敷六帖と八帖宛三十二室に區割り各室押入、電燈、巡回金言額の掲示、下駄箱などを備へ清潔な寝具を供給して、安眠第一主義の居心地よき住居を標語に優に百二十人を收容することができる。

宿泊は一泊制度を原則としてゐるが嚴格なる一泊制度は定時の午後五時から受附を開始して宿泊者を收容し、翌朝六時の振鈴と共に雨が降らうが氣分が勝れまいが或は仕事の都合で夜更かした者でも總

て一樣に室を明けさせる方法であるが、奈何せんその日の仕事にあぶれて空しく徒食せなけれども、人、病氣の者、職業上夜間營業に出るものなどがあつて實際にはそれが躊躇出來ずに居る狀態である、

そうした關係で自然永住の形となつて三年五年も引き續いて稼ぎに勵むものがある。

乍然館の焦げつきとなつて永年定着する者を歓迎する譯ではない、永住する者は勢ひ教護に馴れて獨立心を阻害し向上心がにぶる弊害が伴ふために常に新陈代謝を怠らぬやう努力してゐる。「自強館へ行つたら徒勞にならぬ」とかうした意識を總ての人達に與ふる處まで萬遍なき奉仕の手を擴げて少くとも窓口に想へ来る人達に夫れく適切なる保護を與へ、今一段力強い救濟機關としての實績を擧げたいことは我れ等の切なる念願であり又事業柄としての理想であるが蓋し現實に於ては限りある財力と能力のもと而も一定の場所を擁して到底實行し得ない希望で、四六時中踵を接する來館者のうち先づ「世話甲斐のある人達」を選定するのも止むを得ない、敢えて難を避けて易に就く譯ではないが蓋、量に應しては教化が徹底しない憾みがあるので常に量よりも質に重きを置いて地味な歩みを續けてゐる。

宿泊者に對する感化向上の方策としては賃金の勸誘、勤勉獎勵、慰安娛樂會の催し、講演會、傷病者の無料診療、施藥、職業の紹介、人事相談など美はしい人類愛のうちに「人格完成」の理想に精進してゐるので「自強館の人達は善良である」といつの間にやら世間から銘をうたれるほど不良分子の自然淘汰が行はれ、「正しき者は繁榮する」ことを如實に證明してゐるのも愉快な現象であると思ふ。

宿泊者規約

自彌館に宿泊する人の守らるべき箇條

第一條 常館を離れた趣旨は、種々の事情に由り一時居所がなくて困らるゝ人々が當分の間宿泊せらるゝ便利の爲に設けた所で宿泊者は、こゝに居る間に頭を上げる用意をされねばなりません。夫れゆへ宿泊料を始め食事等の代價は出来る丈々安くし、且清潔衛生等に最も意を用ゐるので有ます。乍然こゝは無給宿泊所ではなくて有料で有ます、夫は宿泊者の人格を重んずるからです。

第二條 常館に宿泊せらるゝ方、右の次第を悉く承知せられ、所謂「徳望は幸福を産むの母」であると云ふ事を確く信じて、誓はず心らず「意專心に職業に精勤して一日も早く、立派に世を渡れる様になつて、退館せらるゝことを願ひさするのであります。

第三條 常館に宿泊せらるゝ方は、第一身體を大切にして、行狀を慎しまれ勉強と儉約を守られ、毎日勤いて得た處の金額は假令一錢一厘たりとも無益に費やす事なく貯へ置くのであります。昔より「稼ぐに追ひ付く貧乏なし」と云ひますが善く働き著く辛抱する人は屹度望みが成就するのであります。一生の間には、如何なる人でも必ず種々な災難のあるものでありますから、人は研事もない時に、事める時の用心をして置かねばなりません。即ち今日は明日の事、年は來年の事、若い時に老後の事を計るのであります。此事に就ては昔の人も謂はれました、「遠き慮かりなければ必ず近き憂あり」と、又俗にも「轉ばぬ先きの杖」とも申してあります。しかし人は能く働いても病氣又は天災などの爲めに困難に陥ることがないではありません。それゑにこうした救済事業の必要が起るのであります。そうして人間は「七轉び八起き」とも云ひますから、假令一度や二度轉んで力を落すには及びません其悪しきを覺り、書き方に向つて一生懸命に進んで、怠らざる時は惡魔も贊美神も、遂に道ひ着く事が出来ないで見放しますから勤んで働いて懲まず怠らず少しでも貯蓄する時は、屹度塵積んで大きな山となる事は疑ひありません。

第四條 常館は時金を爲さる宿泊者の爲めに郵便局と相談がしてあります。郵便時金は十銭以上の規則でありますが、其以下でも構いません。十銭に満づる間は常館で保管し十錢になれば郵便局へ廻して通帳に記入する様にいたします。又都合に依れば十銭以下は切

手貯金法に依つても善いのであります。兎に角常館では宿泊者の爲であれば、何種手數が繰りましても厭ひませんから、一筆も手数料も取らぬで餘分があつたならばお預けなさい、僅かなりとも手元に置くを諒めてなくなります。

第五條 常館に宿泊なさる方は同宿者勿論、總ての人々に禮儀を守り、親切を言ごと互ひに助け合ひ殊に幼者、老者、病者に對じては一層厚く之を加護し、各々立身出世を勵まるゝ事が肝要であります。又常館を來覗せらるゝ賓客を館員が室内する場合には在泊の方は失禮にならぬ様いたされん事を望みます。來賓の多くは此事業の爲めに力を盡される篤志家であるからで有ます。

第六條 常館では毎月、日を定めて講演を行つたり又有志の人の講話をも致します。又時々慰安の爲めに娛樂の方法も立てます。

第七條 常館に在宿なさる方の爲めに特に醫師を頼んでありますから、若し病氣に罹かられた方は常館の説明を持つて其醫師の宅へ行きは親切に治療を受けられます。又病氣の重い方の爲めには先方より往診もして呉れられます。藥價は總て半額で、診察料は勿論いらぬのであります。若し又藥代の拂へぬ人の爲めには別に相談して無代價で藥を賣ふ事も出来るのでありますから、病氣の人は我慢したり、匿くしたり、してはなりません。若し治療が遅れる事容易に癒らぬばかりか遂には一生働く事の出來ぬ様な不幸な事になるかも知れません。殊に傳染病などは、自分獨り苦しむのみでは済みませんから、各々一層心を用ゐねはならぬ事です。

第八條 常館で食事をなさる方は、先づ其代價の事務所に持參し、食券を請取り、之を食堂に持ち行き食事と交換をするのであります。食堂にて現金で買ふ事は一切出来ぬのであります。食事代價は時に依りて多少の變りは有ますが、其の實費額は飯代一碗(約一合)金 錢 圓葉代は金 錢以下であります。食堂は時に中止する場合もあります。

第九條 常館に宿泊する方は毎朝一定の時間に(日の長短に依り之を定む)皆勤きに出でられ、夜は必ず十時迄に歸るのであります。尤も職業の種類、休業、病氣等の爲め其の時間を守る事の出來ぬ人は、其譯を事務所へ告げ承認を受けねばなりません。

第十條 常館は左の通り、宿泊料を必ず前金で申受くるのであります。但夜具、入浴は無料であります。

一 豊人金 錢 三歳以上十二歳未満は半額

第十一條 要ある方には左の料金を以て一ト間貸し切ります。

三歳未満無料

一、一ト間一日金 錢

二、蒲團一組(一枚)一夜金 錢

三、蚊帳一張同上金 錢

第十二條 一ト間貸切の方は一定の場所にて、自炊をしても差支ありません。但火の元を大切にし且其場所を不潔にせぬ様注意せねばなりません。日用品は販賣部で貰はれる方が時間が流れず且安價であります。

第十三條 子達ある方は、左の事を守られねばなりません。

一、小兒をして室内又は夜具等を汚さし又は既着けなさせしめざる事。

二、外出の時子供のみ残し置かぬ事。

第十四條 嘉館に於ては宿泊料や食費は一切貢さぬので有ます若し之を貢す時は却て心に油斷が起り、業を休んだり貯金を怠つたりする様になつて、嘉館の趣旨に違ふ事となるを慮れるから若し規定の料金を意納する方は、退館を要求するかも知れません。

第十五條 嘉館に宿泊する方の臨時休業又は軽き病氣に罹られし時の爲めに、室内に手藝場を設けてゐますから、仕事のない時は或る丈げ其の手藝をして假令貢金は僅かでも、空しく日を送らぬやうにせらるゝことを希望します。

第十六條 宿泊者は、其の所持品は成る丈け多く持たぬのがよいので有ます。若し餘分の物のある方は、よく風呂敷に包み名札を附けて事務所へ預けるのが宜しい、又手元に在る品は働きに行く前に始末して戸棚に入れて室内に散らし置かぬ様にするので有ます。

第十七條 宿泊せらるゝ方が若し退館せんとする時には必ず、其の譯で行く先を事務所へ告げるのあります。決して断りなしに退館さればなりません。宿泊者中用事の爲め他出せらるゝ時も亦歸られた時も、一々事務所へたゞて頂きたい。又宿泊せらるゝ方の親戚友人等の來訪者を室内で談話せられる時間は夜十時限りで有ます。但同室者の承知ある時は十一時迄は差支有ません。

第十八條 宿泊の方の、用ゐらるゝ夜具は、毎朝、必ず正しく整みて、戸棚へ体裁よく收め室内は一同にて、清潔に掃除をされる。若し一同起き出づる後まで残り臥て居る方は、一人にて掃除をせねばなりません。

第十九條 宿泊する方は、建物及夜具其他の品は町摩に取扱ひ、破損又は汚染し、若くは他の室の人へ貸し、或は交換など一切してはなりません。夜具其他の品物を過ちて、破損したり汚染したりした時は、早く其障を事務所へ告げて下さい。若し建物其の外の品

物を故意に損傷し、又は汚し、業或は過ちて之を爲しても、嘉館は事情に依りて其の所持品を没収する。

第二十條 宿泊せらるゝ方は、左に記した事は決してなされぬやう固く守つて頂きたい。

一、酒を飲むこと。
二、金錢は勿論、品物等を賭けて勝負事をする事。

三、悪しき戲れを爲し、又は見惜き風俗を爲し、若くは聽苦るしき談話などを爲す事。四、煙草の吹いがらを火鉢以外の處へ捨てる事。

五、電燈電線を弄ぶ事。六、定められた所の外にて火氣を用ひる事。七、大聲にて書籍新聞等を読み、又は讀經等爲す事。

八、人の懲諭まりと後、荒々しき音響を發する事。九、喧嘩口論、又は人を罵罵訓弄し、或は放歌し其他人の迷惑となる事。

一〇、壁、堀、其他の場所へ樂器等を爲す事。

一一、浴場又は便所等にて人の迷惑を爲る事をなすこと。
一二、指定したる品物を他所へ持行く事。

一三、定められし所を自慢に變更し、又は他の所へ断りなくして立入る事。

一四、惡臭あるもの、又は危険の虞れるものか室内へ持込む事。

一五、便所以外の所へ用便し、又は小兒にさせる事。

一六、不潔なものを満りに投棄し、又は唾液を吐く事。

一七、病氣其他謂れなくして、避んで居る事。

第二十一條 泊する方、左の事に觸るる時は宿泊を斷ります。

一、當館の規約及趣旨に背かざる事。二、此の規約に違はざる事。

三、惡しき病氣、又は惡臭を發する等同宿者の迷惑となる事。四、館員の言を聽かざる事。

第二十二條 嘉館は第一條にもあります通り料金を申受けますが營業ではないのであります。營業は利益があれば個人の所得になりますが嘉館は經營上剩餘金があればだん／＼事業が發展し、利用者の爲めに大きな働きが出来るやうに眞誠努力しけは遂に事業が漸れて仕舞ひます、それ故みんなて守り立てるやうに心掛けて頂きたい。

第二十三條 嘉館に宿泊せらる方は最長期三年を越へることは御断りします。「石の上にも三年」と申しますが嘉館は宿泊者が一日でも早く出世して館を出られるこれを希望します、亦長くても三年以内には是非用意をして獨立するやうに眞誠努力して頂かねばなりません、而して同じ人ばかり居らずに新陳代謝して一人でも多く嘉館を利用して貰はねばならぬからです。

第二十四條 右の外館員の指示する事は能く用ゐられねばなりません。